

第9回宇宙活動法の見直しに関する小委員会
第3回宇宙活動法改正ワーキンググループ 合同会議
議事要旨

1 日 時 令和7年12月1日（月） 16:00～17:00

2 場 所 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3 出席者

(1) 委員

小塚座長、青木委員、石井委員、木村委員、久保田委員（オンライン出席）、笹岡委員、佐藤委員（オンライン出席）、新谷委員、巽委員（オンライン出席）、友岡委員、中須賀委員、原田委員（オンライン出席）

(2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

風木局長、渡邊審議官、吉村参事官、井出参事官、相川企画官、北小路参事官補佐、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 山野課長（オンライン出席）

外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室 若林首席事務官

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課 梅原課長

経済産業省製造産業局宇宙産業課 岩永課長補佐

国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室 大田参事官

防衛省防衛政策局戦略企画参事官付 下條戦略第1班長・防衛部員（オンライン出席）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構安全・信頼性推進部 吉原ユニット長

4 議事要旨

(1) 宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ（案）について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1、2に基づき、宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ（案）について説明を行った。
- 委員からは、宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ（案）について、議論を踏まえ一部文言修正の上で、特段の異議はなく、合意を頂いた。
- 委員からは、以下のような意見があった。
 - 今まで「人工衛星等」という言葉で規定してきたという歴史的経緯がある中、多様化する宇宙活動にはこの言葉ではそぐわなくなってきたことと理解。これを法技術的にどのようにして合理的に整理するかが難しいところ。
 - 今回、法改正での対応が難しい事項についても、施行規則や審査基準の改正等によって実現していくといった道筋が立てられたことは非常に意義がある。

- 使用しない物体についても規制対象に含めた上で、人工衛星とそうでないものを区別するということであるが、切り分けの明確化が必要である。
- 今後、有人システムやリエントリーサービスが出てくると思う。これがどういったプロセスで進むのか、どれくらいのタイムラインで進んでいくのか、関心を持って注視していきたい。
- 宇宙活動は今後新しい形態が出てくるので、迅速に対応していくことが必要。資料2にも、「できる限り短期間で更なる法改正や制度見直しを行うべき。」と記載があり、非常に良い最終とりまとめになっている。
- 宇宙に関する輸送は多様化しており、ロケットという言葉で捕捉できるのか難しいところがあると思う。今後、輸送に着目して、多様な輸送手段を適切に法的枠組みに乗せていくという作業がサブオービタル飛行を含め必要になってくる。今回、その一歩となる法体系の転換を図ったことは非常に意義がある。
- 法改正ではなく運用面で対応する事項の一つである「許可手続の簡素化・迅速化について」は、産業界としても非常に多くの要望があるところなので、今後の具体化を期待している。
- 有人宇宙飛行について、世界の会合におけるルールメイキングが予想よりも早く進んでいる印象を受けており、今回の最終とりまとめにおいて、施行規則や審査基準等の改正等で実現を図るべき、また、適切な会議体で具体的な検討を開始すべきであるとの記載は、産業界にとって非常に意義のあることである。
- 人工衛星の定義関係について、他法令との平仄が合う形で検討を進めるべき。想定外のものまで規制をしてしまわないよう調整していただくことが必要。
- サブオービタル飛行や有人宇宙飛行について、包括的にルールを作るとなると、法律改正が必須と考えている。段階的に法改正していくとなると、条文の枝番や、新しい章が増えるといった形が予想される。最終とりまとめ内でも、宇宙基本法や新法の話が出てきたが、全体的に見通しの良い形で法律が出来ていくことが大切。
- 宇宙活動法は、対物的な規制から始まっている印象を持っていたところ、宇宙輸送にシフトしているとのこと。出来るところからということであれば、全体を見極めながら、どのような形で条文上補填していくかが重要であるので塩梅を見ながら進めていただきたい。
- 宇宙活動法の保護法益について、財産権の保護もあるが、人間に係る安全性、つまり人間の生命・身体に係る保護を忘れてはいけない。究極的には、有人宇宙飛行をどのようにして法制度に組み込むかが課題。実験的なものであるという意識の下で、制度をどのようにするか、課題を克服していただきたい。
- 今後さらに多様な宇宙活動が出てくると思う。予想もしなかった形態の宇宙活動が出てきたときに対応出来るようにしなければならない。
- せっかく法整備を行ったとしても、運用において許可プロセスに時間がかかるては良くないので、宇宙事務局の体制を強化する必要がある。
- 宇宙活動法の体系的な見直し、グランドデザインを再考することが求められていると思う。現行法の行為を対象とした都度許可というやり方がそろそろ限界を迎えて

いると感じており、ここを変更するとともに、賠償制度に係る現在の結び付きについても改めて考えなおす必要があるのではないか。

- 新たな事象が出てくると、それに対応する形で制度を作っていくかなければならない。細かく規定しすぎると柔軟な対応が難しくなる場合があるので、法制度上の概念はあまり細かく規定しないほうが良いのではないか。
- 国内法の立法を行っているところ、宇宙法の分野においては、国際法上の実行としての意味も持っている。宇宙諸条約は解釈の余地が多い形でできており、それを各の国内法による国家実行で補っている。その一端を日本の宇宙活動法の改正は担っているということも認識いただきながら進めていただきたい。
- 事故報告の義務付けに関し、他法令では許認可がなくても報告のみ義務付けて報告義務違反に対して刑事罰を科すことはあり得るので、必ずしも都度許可だから報告義務を課すことが出来ない訳ではない。

以上